

特定非営利活動法人石狩国際交流協会 運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人石狩国際交流協会定款第3条に定める事業を推進するため、必要に応じて運営委員会を設置する。

(運営委員会)

第2条 運営委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 若干名
- 2 委員長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 副委員長、委員については委員長が選出し、理事会において承認後、会長が委嘱する。

(業務)

第3条 運営委員会は次の業務を行う。

- (1) 各姉妹都市間の交流事業の企画運営。
- (2) 協会主催事業の企画運営。
- (3) その他、協会の運営に関すること。
- (4) 運営委員会は、各事業の終了を持って解散する。

(会議)

第4条 運営委員会は必要に応じて開催し、委員長が招集する。

(事業の理事会報告)

第5条 運営委員会は理事会に対し実施状況等の報告を行い、承認を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年12月11日から施行する。